

AT&D Lab. 規約

最終改正 令和5年12月22日

(名 称)

第1条 本会は、AT&D Lab. と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、地域課題の調査および課題解決のための機器開発等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域課題の調査に関する活動
- (2) 課題解決のための支援機器開発に関する活動
- (3) 支援機器普及のための製作体験ワークショップに関する活動
- (4) その他目的を達成するための情報交換や勉強会などに関する活動

(事務局)

第4条 本会の事務局は、独立行政法人国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校に置く。

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 必要に応じて

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第9条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(会 計)

第11条 本会の会計は、独立行政法人国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校に委任する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則等を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、令和4年8月30日から実施する。

附 則 (令和5年12月22日 一部改正)

この規則は、令和5年12月22日から実施する。